

コロナ禍における学内の図書館から貸し出し禁止の罰則を受けている学生への対処について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月9日）

借りた本の貸し出し期限を延滞した学生に対し貸し出し禁止の罰則が設けられています。図書館が通常通り利用できる環境であれば館内で本を閲覧することが出来ましたが、現在は館内で図書を閲覧することが出来ず、罰則を受けている学生は図書館の蔵書を全く利用することが出来ません。そういった学生になんらかの対処をお願いします。

【回答】（回答日：2020年7月22日）

（回答者：附属図書館利用支援課）

ご意見ありがとうございます。

附属図書館では7月1日から閲覧席が利用可能となっておりますので、館内で資料を閲覧してください。1階のコピー機も利用可能です。

閲覧に当たっては新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をお願いします。詳細は以下のWebページをご覧ください。

<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/1384512>

貸出に係る措置につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、3月31日から開架図書の貸出冊数の上限や貸出更新回数の上限を増やしました。また、以前から郵送による返却も受け付けています。これらの対応を有効に活用して、延滞しない工夫をお願いします。

もし個別の事情がある場合は、遠慮なく附属図書館にご相談ください。

以上は附属図書館の対応状況ですが、学内の図書館及び図書室によって対応方法が異なります。個々の図書館の対応については、図書館機構のWebサイトにあ
る以下のページをご確認ください。

<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/1384494>